

天理市建設工事等入札参加資格審査申請要領 (建設工事関係の物品・工事用資材等) 令和6年度

天理市(天理市上下水道局を除く)が発注する建設工事にかかる物品等の競争入札に参加を希望される方は、それぞれ、次により入札参加資格審査申請書(指名願)を提出して下さい。

この要領は以下の天理市ホームページからダウンロードできます。

[http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/soumubu/nyuusatsushinsashitsu/construction_work/
1391048015832.html](http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/soumubu/nyuusatsushinsashitsu/construction_work/1391048015832.html)

受付対象者	<p>◇次に掲げる業者の申請を受け付けます。 ・物品(建設工事関係に限る。)の製造・供給業者 ※但し市外業者については、今回の申請では追加受付のみのため、令和5年2月に 申請をしなかった者、又は未申請の資材等の種類について新たに追加申請をようと する者 に限る。 市内業者：天理市内に本店又は権限を委任した支店等を有する者 市外業者：天理市外に本店又は権限を委任した支店等を有する者</p>
欠格要件	<p>◇以下の事項に該当する方は、入札参加資格審査を受けることができません。</p> <p>(1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者 (2) 天理市建設工事執行規則第6条の2の規定により競争入札参加資格を取り消され、 その处分の日から2年を経過していない者 (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者 (4) 次のア～オのいずれかに該当する事由があると認められる者 ア 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所(常 時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者、その 他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及 び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴 力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴 対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認 められるとき。 イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団 員が經營に実質的に関与していると認められるとき。 ウ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。 エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直 接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認めら れるとき。 オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られるとき</p>
受付期間	令和6年2月1日(木)～令和6年2月15日(木) (ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は受付しません)

提出方法 及 び 提 出 先	<p>[提出方法] 市内業者・市外業者を問わず原則郵送（ゆうパック・宅配便可）とします。</p> <p>[提出先] 〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室（市庁舎3階）</p> <p>※令和6年2月15日（木）までの消印有効とします。 受領書送付のため、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。</p>
問合せ先	<p>天理市役所 総務部総務課 入札審査室 TEL 0743-63-1001（内線332）</p>
有効期間	<p>◇市内業者については、2年間（令和6年度・7年度） ◇市外業者については、追加年度の受付に当たるため1年間（令和6年度のみ）</p>
提出書類	<p>◇次頁以降の各区分に応じた必要書類を番号順にファイルに綴じて提出すること。 ・使用ファイルは、「A4／2穴／紙製」とし、綴じ具は樹脂製のものとする。 ・ファイルの色は緑系色とする。 ・背表紙には、次の『』内の項目を縦書きで記載すること。 市内業者：『天理市 R6・7（天理市記入用の空白部を設けて下さい）商号又は社名』 市外業者：『天理市 R6（天理市記入用の空白部を設けて下さい）商号又は社名』</p> <p>◇受領書は※部分に記入の上、ファイルに綴じずに別途添付し提出すること。</p> <p>◇書類に不備がある場合は受付しないことがあるので、十分精査の上提出すること。</p> <p>◇提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。</p>
その他	<p>○天理市上下水道局の入札に参加を希望する場合は、別途本市上下水道局への入札参加資格審査申請が必要です。詳細は上下水道局のホームページをご覧ください。</p> <p>○書類に不備があった場合は、原則として申請者（委任先がある場合は委任先）へ連絡いたします。申請担当窓口が別途存在する場合は、その旨明示した書面・送付状を添付するなど、連絡先が分かるようにしてください。</p> <p>○資格審査の結果については、令和6年度入札参加資格者名簿として公表し、4月上旬に本市ホームページに掲載する予定です。</p> <p>○各資材等ごとに新規に受付し登録された日から1年に満たない者については、その資材等に該当する指名競争入札には参加できません。</p>

提出書類一覧表《市 内 業 者》

(建設資材)

必 要 書 類	説 明 事 項
①申請書	様式記載例を参照のこと。
②委任状	支店等に権限を委任する場合のみ。様式記載例を参照のこと。
③営業所一覧表	様式記載例を参照のこと。国の様式(コンサル用)※③も可。 (注) 支店等委任先を設定しない場合も提出してください。入札参加資格を希望する本支店・営業所等にライン・マーカー等を引いて下さい。
④建設業許可通知書又は証明書のコピー	道路区画線又はカーブミラーを希望する場合のみ。 更新手続き中の場合は、その旨確認できるもの。
⑤年間平均取扱高・製造高(販売・納入実績)、 経営規模(自己資本額・職員数等)等、会社の 状況が確認できる書類	様式等に指定はありません。様式記載例の様式を参考にしてください。
⑥履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 【コピー可】	法人の場合のみ。発行日から3ヵ月以内のものに限る。
⑦印鑑証明書【コピー可】	発行日から3ヵ月以内のものに限る。
⑧使用印鑑届	様式記載例を参照のこと。
⑨市税の納税証明書又は非課税証明書【コピー可】	滞納がないこと。直近2年分。 3ヵ月以内のものに限る。 ・法人の場合…法人市民税に関する証明書 ・個人の場合…市県民税に関する証明書
⑩国税の納税証明書【コピー可】	滞納がないこと。発行日から3ヵ月以内のものに限る。 ・消費税及び地方消費税に関する証明書(その他3)
⑪天理市国民健康保険料の納付済証明書【コピー可】	滞納がないこと。令和5年度。 3ヵ月以内のものに限る。 (同一世帯含む・天理市での国保加入者のみ)
⑫誓約書	様式記載例を参照のこと。
⑬受領書返送用封筒	送付先を記入し、84円切手を貼付すること。
注 意 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> ・本申請書類の有効期間内に、申請書類にかかる記載事項等に変更等が生じた場合は、速やかに届け出ること。 ・道路区画線又はカーブミラーを希望する業者において建設業の許可を更新した場合は、速やかに更新通知書のコピーを提出すること。期限を過ぎても提出しない業者は、入札に参加できないことがあるので注意すること。 	

※がついた様式については、下記のホームページからダウンロードできるものを指します。

国土交通省（地方整備局等）：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html

提出書類一覧表《市 外 業 者》

(建設資材)

必 要 書 類	説 明 事 項
①申請書	様式記載例を参照のこと。
②委任状	支店等に権限を委任する場合のみ。 様式記載例を参照のこと。
③営業所一覧表	様式記載例を参照のこと。 国の様式(コンサル用)※③も可。 (注) 支店等委任先を設定しない場合も提出してください。入札参加資格を希望する本支店・営業所等にラインマーカー等を引いてください。
④建設業許可通知書又は証明書のコピー	道路区画線、又はカーブミラーを希望する場合のみ。 更新手続き中の場合は、その旨確認できるもの。
⑤年間平均取扱高・製造高(販売・納入実績)、 経営規模(自己資本額・職員数等)等、会社の 状況が確認できる書類	様式等に指定はありません。様式記載例の様式を参考にしてください。
⑥履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 【コピー可】	法人の場合のみ。発行日から3ヵ月以内のものに限る。
⑦印鑑証明書【コピー可】	発行日から3ヵ月以内のものに限る。
⑧使用印鑑届	様式記載例を参照のこと。
⑨国税の納税証明書【コピー可】	滞納がないこと。発行日から3ヵ月以内のものに限る。 ・ 法人の場合……法人税、消費税及び地方消費税 (その3の3) ・ 個人の場合……申告所得税、消費税及び地方消費税 (その3の2)
⑩誓約書	様式記載例を参照のこと。
⑪受領書返送用封筒	送付先を記入し、84円切手を貼付すること。
注 意 事 項	
<ul style="list-style-type: none"> ・本申請書類の有効期間内に、申請書類にかかる記載事項等に変更等が生じた場合は、速やかに届け出ること。 ・道路区画線又はカーブミラーを希望する業者において建設業の許可を更新した場合は、速やかに更新通知書のコピーを提出すること。期限を過ぎても提出しない業者は、入札に参加できないことがあるので注意すること。 	

*がついた様式については、下記のホームページからダウンロードできるものを指します。

国土交通省（地方整備局等）：http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_003654.html